

決裁日、印及見字例式決裁日以并

決 裁 伺 書

(決裁日付)	(処理期限)	(決裁区分)							
	平成 年 月 日	知事	副知事	出納長	部長	次長	課長	課長補佐	係長
(文書分類)	(起案日)	(取扱区分)							
	平成 10 年 2 月 25 日	例規	公報登載	親展	書留	配達証明	内容証明	ミラー送信	
(公印使用)	(施行日)	(保存期間)			引継	年 月			
	平成 年 月 日	5年	3年	10年	廃棄	年 月			
(公印使用)	(起案者)	TEL 9436							
要 不要	所 属 生活衛生課	職氏名 [Redacted]							
知 事 // 副知事 // 出納長 // [Redacted] 部長 [Redacted] 次長 [Redacted] 課長 [Redacted] 課長補佐 [Redacted] 係長 [Redacted] 課員 [Redacted] [Redacted] 次長 [Redacted] 課長 // 部長 [Redacted] 次長 [Redacted] 課長 // [Redacted] 次長 [Redacted] 課長 //									
(標題)									
負傷動物收容業務実施要領の制定について									
(伺い)									
このことについて、動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律105号)オ8条オ2項の規定に基づき別案のとおり制定してまうしいか。									

負傷動物収容業務実施要領

1 目的

この要領は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号。以下「法」という。）第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこの収容に関する事項を定め、もって円滑な業務の推進に資することを目的とする。

2 収容の対象動物

疾病にかかり、又は負傷した所有者の判明しない犬、ねこ（以下「負傷動物」という。）を対象とする。

3 収容業務

- ←(1) 法第8条第2項の規定による通報があった負傷動物の収容は、保健所が行うものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて公共の場所を管理する者並びに（財）宮崎県公衆衛生センター理事長に協力を求めることができる。
- ←(2) 収容した負傷動物については、収容した日時及び場所、特徴（種類、体格、毛色、性別、推定年月齢、標識等）及び疾病・負傷の状況等を所要の記録簿に記入することとする。
- ←(3) 保健所長は、負傷動物を収容した場合、当該場所を管轄する市町村長に対し、上記（2）の特徴等を通知し、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項及び宮崎県犬取締条例（昭和47年条例第18号）第9条第5項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めることとする。

4 保管

負傷動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるよう努めることとする。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師が判断した場合は、この限りでない。

5 処分

負傷動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者への譲渡及び安楽死処分とする。

6 報告

保健所長は、負傷動物の収容及び処分の状況を別記様式により福祉保健部長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

× 保健所への事務委任については
別添起案

別記様式(6関係)

ト
報告書様式

負傷動物の収容状況 (年度)

区 分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
犬	収容数													
	治療数													
	返還数													
	譲渡数													
ね こ	収容数													
	治療数													
	返還数													
	譲渡数													

- (注) 1 本状況報告書は、毎年度末に提出すること。
 2 返還数の欄には、負傷動物を収容した後、所有者が判明したことによって返還した場合の数を記入すること。